

★特集★

## 2022年4月1日から 成年年齢が18歳になります!

民法が改正され、2022年(令和4年)4月1日から成年年齢が**18歳**に引き下げられます。成人すると自分一人で色々決めることができますが、責任を負うのも自分自身となります。また、成年になって結んだ契約は**未成年者取消権の行使ができなくなります**。契約や購入する時は「**すぐに決めず**」「**情報を集め**」「**よく考える**」習慣を身につけましょう。

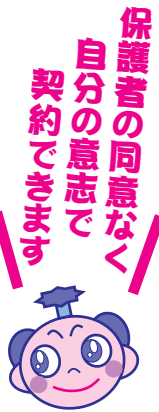
### 18歳でできるようになること



- ローンを組める
- 携帯電話の契約
- 部屋を借りるなど



- クレジットカードを作れる



### 今まで通り20歳までできないこと



お酒を飲む



たばこを吸う

公営ギャンブル

未成年者が親権者の同意を得ずに契約した場合、その契約を取り消すことができます(民法)

成人すると…**未成年者取消権**の行使ができなくなります

今後は18才・19才で消費者トラブルにあう危険性が大きくアップ

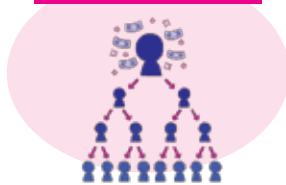


新成人、「**愛**」・「**金**」・「**美**」トラブルに気を付けて!!



デート商法

マルチ商法



情報商材

エステ



新成人が狙われます! 困ったときは**消費者ホットライン188(いやや)**にまず相談!

音更町消費生活センター ☎ 0155-32-3211 FAX 0155-32-3212

相談  
窓口

消費生活センターは、町が設置している音更町と士幌町在住の消費者のための、消費生活相談窓口で相談は無料です。悪質商法、訪問販売、通信販売等における消費者被害や事業者とのトラブル、商品の安全性に関する相談や情報提供を音更町消費者協会に委託して行っています。

〒080-0302 音更町木野西通17丁目1番地 共栄コミュニティセンター1階  
【開設時間】午前9時～午後5時 【休館日】日曜、祝日、第1月曜、年末年始

消費者ホットライン(全国共通) ☎188 又は 0570-064-370

町消費生活センターが休館日の場合は、消費者ホットラインにお電話ください。国民生活センターにつながります。(年末年始は除く。)

【お問合せ】 音更町役場 町民課町民相談・施設係 ☎0155-42-2111(内線 552)

<https://www.town.otofuke.hokkaido.jp/>



# 借金するよう指示して 契約させる手口に注意

## 事例

友人に簡単にもうかる話があると誘われ、事業者からFX自動売買ソフトを勧められた。「高額なので支払えない」と言ったが「大体の人は1年で返済できるから借金すればよい」と言われ、契約することにした。消費者金融で年収220万円のフリーターと申告するように指示され、その日のうちにATMで50万円を借り入れて、事業者に送金したが、解約したい。(当事者：学生 女性)



©Kurosaki Gen

## ひとことアドバイス

- 返せる見込みがないのに多額の借金を抱えることはリスクの高い行為です。「すぐ返済できる」などと言われてもうのみにせず、借金をしてまでの投資などはやめましょう。
- 「お金がない」と断ると、借金をするように勧められ、金銭的に断る理由を封じられる場合があります。「お金がない」ではなく「いりません」ときっぱり断りましょう。
- 借金やクレジット契約をする際に、うその使用目的や職業、年収などを申告して借りよう指示されても、絶対に従ってはいけません。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

\*2022年4月から18歳で大人に！ 一人で契約ができる反面、原則として一方的にやめることはできません。成年になったばかりの若者にどんな消費者トラブルがあるのか知っておくこともトラブル回避に役立ちます。

さぼーとくん

